



障害者を取り巻く問題を解決する 啓発企画を募集する事業です！！

広く市民の皆さんに関心を持っていただき、理解を深めてもらうため、あなたの団体で日頃考えていることや、活動していることを企画募集し、実施します。

【令和7年度テーマ】

- ① 障害者の差別解消に関する啓発を行う事業
- ② 障害者及びその家族が主体となり、障害特性などの理解促進に関する啓発を行う事業
- ③ 障害者の社会参加や就労に関する啓発を行う事業

応募対象及び条件

1. 対象団体

障害者問題啓発の企画・運営を実施する非営利団体

2. 応募条件

- ① 広く市民を対象とする事業に限ります。
- ② 実施場所は、久留米市内とします。（リモート可）
- ③ 原則として、令和8年2月末までに実施する企画とします。

3. その他

- ① 広報媒体（チラシ・看板等）に「久留米市障害者問題啓発事業」を記載してください。
- ② 企画段階から、なるべく当事者の参画をお願いします。
- ③ 広報周知期間を十分確保できるような実施時期を設定してください。



助成額

事業費の（見込）1／2 補助とし、上限額を20万円とします。

ただし、NPO 法人の場合は事業費の（見込）2／2 補助とし、上限額を20万円とします。

募集要項

応募方法

「申込書」等にご記入のうえ、関係書類（収支予算書、組織名簿等）を添えて、事務局窓口へお持ちいただくか、郵送、メール、FAX にてご提出ください。

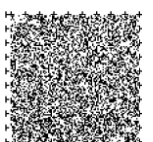
選考・決定

書類審査及び面接・ヒアリング（8月上旬実施予定）のうえ選考・決定します。

応募締切

7月31日（木）

必 着



お問合せ・申込み先

事務局 久留米市健康福祉部障害者福祉課 〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3
TEL 0942(30)9035 FAX 0942(30)9752
メール fukushi@city.kurume.lg.jp

障害者問題啓発事業費補助金交付要綱(抜粋)

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体であること。

- (1) NPO、ボランティア団体など民間の非営利団体であること。
- (2) 事業の実施に必要な組織や人員がいること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (5) 暴力団でないこと、またその構成員の統括下でないこと。
- (6) NPO 法人は所轄庁に事業実績報告書等を提出していること。

(補助対象事業の内容)

第4条 補助対象事業は、障害者問題の啓発のために久留米市内で企画・運営される事業であり、一般市民を対象とし、年度内に実施・報告が行われるものであること。ただし、国または地方公共団体から他の制度による補助金等を受ける事業は、補助対象としない。

申込書・収支予算書の記入について

◎「企画趣旨、企画の内容、実施方法など」は、障害者問題の啓発のために、どのようなことを、どのような人を対象に、どのような方法で実施するのかを具体的に記入してください。

◎事業を行う団体の名簿を提出してください。様式は自由です。

◎補助対象となる経費は下表のとおりです。

補助対象経費費目	例 示
1 報償費	外部の講師・専門家への謝礼等
2 旅費	講師等の移動・宿泊費、調査研究にかかる移動費用等
3 需用費	文具等の消耗品費、チラシ・パンフレット等の印刷製本費、書籍購入費等
4 役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
5 使用料・賃借料	会場使用料、車両・器具等の賃借料
6 その他の経費	その他市長が認める経費

(注意) 講師等の移動旅費及び宿泊費については全額補助対象経費とする。調査のための旅費については、市の旅費規定(日当を除く。)を基準とし、市内は全額、市外は1/2を補助対象経費とする。

(注意) グループ内、障害者福祉課との打合せに係る交通費・電話代等は補助の対象外とする。

(注意) 食糧費は対象外とする。

